

第6章 「志木市の行政パートナー制度」について

1. 「住民参加」の新たな試み：「行政パートナー制度」

地域づくりにおける「住民参加」或いは自治体行政への「住民参加」のこれからのあり方をメインテーマとして共同研究を始めた第3分科会は、板橋区からはそれほど遠くないところに位置する埼玉県志木市が近年スタートさせた、極めてユニークな試みとも言えるべき「行政パートナー制度」の取り組みに、当初から強い関心を持ってきた。なぜなら、この制度は、私たちが模索しようとしている、これからの地域づくりや住民自治のあり方について、極めて示唆に富む多くの要素を備えているからである。さらに、志木市のこの取り組みは、既にアイデア段階から実践段階に入っており、その実績を踏まえた評価の素材をも提供してくれることが期待できるからでもあった。

板橋区のみならず、全国の多くの自治体は、今日、バブル崩壊後の長引く景気低迷や、国の財政再建のための交付税や補助金等の削減に伴う厳しい財政状況の下で、本格的な少子高齢社会の到来に伴う質・量ともに大きな諸課題の解決と取り組んでいる。しかし、これらの諸課題は、単に自治体政府のみの工夫と努力で解決できるものではないことは、今日、ほぼ自明となっている。そうした中で、既に多くの市民や自治体関係者は、21世紀の板橋区という地域において、生き生きとした自立するまちづくりを実現するためには、住民と行政が、どれだけ建設的で実効性のあるパートナーシップを組んでいけるかが、重要な鍵となっていることに気づいている。しかし、問題は「如何にしたら、そのようなパートナーシップが組めるか」であり、この問題については、必ずしも「こうすれば良い」という決定的手段を未だ見出せないでいるのが実情である。

こうした現状の下で私たちは、志木市の「行政パートナー制度」

が、この課題を考える上で、現実的で具体的な方策のヒントを、数多く提供してくれるものと考えた。かくして、私たちは、志木市を訪ねるなどして、ヒアリングや関連情報の収集に努めるとともに、平成16年12月18日（土）には、地域デザインフォーラムの公開講座の一環として、「行政パートナー制度」の立ち上げから今日に至る過程で、常にその中心となってこの事業の推進に当たってこられた志木市まちづくり・環境推進部市民活動支援課主幹の村上孝浩氏を講師にお迎えして、区民や学生とともに、お話を伺う機会を設けた。

本稿では、以下に、この調査を経て明らかとなった志木市の「行政パートナー制度」の概要を紹介する。

2. 志木市のプロフィールと「行政パートナー制度」の背景

本論に入る前に、全国の注目を集める「行政パートナー制度」を生んだ志木市について、その概要を紹介しておこう。

志木市は、埼玉県の東南部、東武東上線沿線で、東京都心から25km圏内に位置し、人口67,000人を擁する典型的な首都圏郊外都市である。総面積9平方キロメートルのうち、およそ3分の2が市街化区域となっており、高度成長期に、いわゆる団塊の世代を主とする家庭を中心に、多くの世帯が移り住んできて成長してきた都市と言える。団塊の世代が定年期を迎えようとしている今日、御多分にもれず人口の高齢化が急速に進行しており、今後さらに進むものと目されている。

志木市役所は、職員総数約670名で、平成16年度の一般会計当初予算は、174億4千万円の財政規模で運営されている。しかし、上述の高齢化の進行に伴い、福祉をはじめとする財政需要の増大が見込まれるのに対し、住民の所得と納税義務者の減少及び長引く不況や国の財政悪化の影響も考慮すると、平成18年度には収支バランスが逆転すると見込まれるなど、財政見通しは市民の不安を駆り立てる方向に向かっている。

このような状況を踏まえ、志木市は、平成13年7月に市長に就

任した穂坂邦夫氏のリーダーシップの下で、税収や交付税が減少しても、行政サービスを向上させ、少子高齢社会に十分対応することのできる「元気で自立するまち」をつくるため、「未来を切り拓く新たな住民自治への挑戦」を開始した。この取り組みは、平成15年2月、「志木市・地方自立計画」の策定という形で最初のステップを迎えた。「行政パートナー制度」は、この「志木市・地方自立計画」を具体的実現する際の中核をなす、新たな住民自治・市民協働による活力と魅力のあるまちづくり推進のための仕組みなのである。

3. 「地方自立計画」と「行政運営推進条例」

(1) 「志木市・地方自立計画」

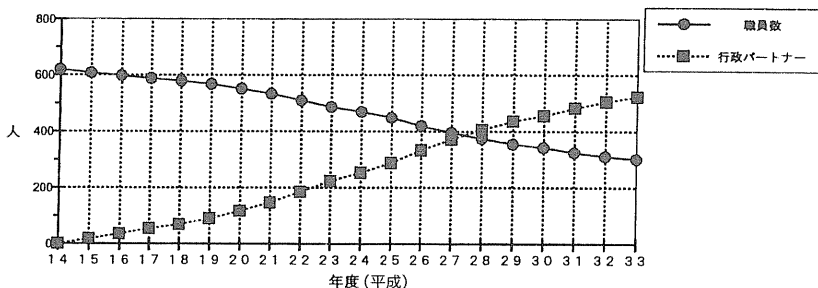
上述のように、志木市は平成15年2月に「志木市・地方自立計画」を策定した。

この計画の基本理念は、右肩上がりの社会経済環境の下にあった20世紀後半の地方運営システムを、右肩下がりの「21世紀型地方運営システム」に転換させるというものである。そのポイントは、先ず、「志木市のような基礎的自治体は、『公務員』によって運営されるものであるという固定観念からの脱却」にあった。地域社会の総意によって、財政的にも自立し、活力ある、元気でやさしい、ローコストの志木市を確立するため、市民が行政と対等の立場で公務を担う「社会貢献活動」に参加する機会を徐々に拡大していこうとする試みなのである。

具体的には、平成14年度から平成33年度までの20年の計画期間内に、600名を大きく上回る職員（公務員）の数を、原則として退職不補充の形で徐々に減らし、現在の約半数以下、300名程度に持っていこうとする計画である。削減される職員がそれまでに担っていた業務は、順次「行政パートナー」と称する「市民公益活動団体」に委ねていく。「行政パートナー」として業務に参加する市民は、時給700円の有償ボランティアとして「社会貢献活動」に従事してもらうが、計画期間中における約300名の職員数の削

減を、520名余りの「行政パートナー」の参入によって賄っていかうとするものである。(図表9参照)

図表9 職員数の変動による行政パートナーの推移



「行政パートナー」が公務を担っていくことによって、行政への住民参加が促進されるばかりでなく、20年の計画期間内には、約67億円の投資的経費を捻出することが可能になると見込んでいる。

志木市では、当面20年の計画期間を、5年スパンの個別計画により4期の期間に分け、段階的に導入を図っていくものとしているが、計画の最終目標としては、志木市を、公選による市長と議会、及び市長を補佐し、行政の公平性を維持する30～50以内の地方公務員（専門官）で構成する「小さな政府」へと再構築することを目指している。

(2)「志木市市民との協働による行政運営推進条例」

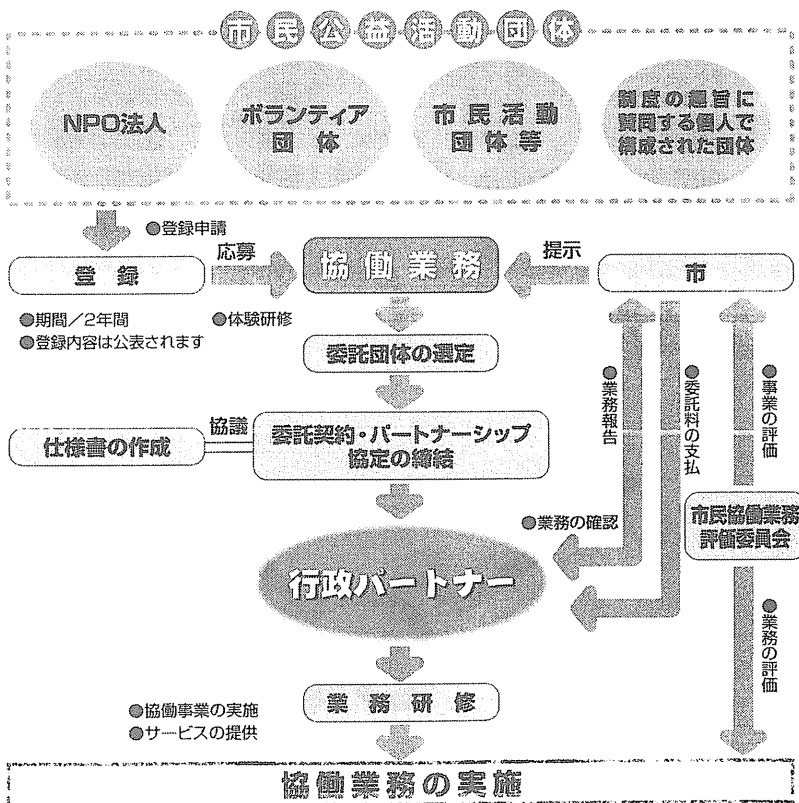
志木市は、平成15年2月の「地方自立計画」の具体化を進めるため、同年6月1日に「志木市市民との協働による行政運営推進条例」を施行した。(95ページ参照)

この条例で、「地方自立計画」を具体的に実現させるための「行政パートナー制度」の仕組みとその詳細な中身が規定された。

それによれば、「行政パートナー制度」は、現在、志木市で行っている業務を市民やNPO（民間非営利組織）に委託し、市民協働による活力と魅力あるまちづくりを進めるものと位置づけて

いる。その仕組みは、次の図表10に示すとおりである。

図表10 行政パートナーの仕組み



行政パートナーシップの最も顕著な特徴は、業務に参加する市民やNPO（民間非営利組織）が、アルバイトや民間委託等の単なる労働力として行政実務に参加するのではなく、市と対等の立場に立つ「行政の協働運営者」として、公務につくところにある。現に、市と受託団体は、委託契約とともにパートナーシップ協定を締結し、それぞれの自主性の尊重、進捗状況に関する連絡と協力及び市政運営に関する共同責任を負うことを確認し、約束する。パートナーシップ協定では、業務の推進について、その効果を最

大限発揮するため、役割分担や相互協力の内容などを定めるもので、協働に関する次の3つの原則を協約するのである。

- ①対等な立場に立って議論や意見交換を行うこと。
- ②それぞれの自主性を尊重すること。
- ③進捗状況について相互に連絡を密にし、お互いに協力し合うこと。

このように、行政パートナーが行う業務は行政サービスそのものであり、従って、サービスを受ける市民から安心や信頼が得られ、理解されるようであればならない。そのため、行政パートナーは、次の役割と責任をもって業務を遂行することが必要とされる。

- ①市民の視点で、幅広い市民の意見や要望に耳を傾けること。
- ②積極的に企画、提案をすること。
- ③市民に協働の必要性を周知すること。
- ④個人のプライバシーを守ること。
- ⑤業務終了後、効果と課題を整理し、報告すること。

このように、行政パートナーは、市民から安心と信頼を得ることが必要とされるため、公務員に準じて次のような義務を負うものとしている。

- ①法令・条例及び契約書等に定める事項を守る義務。
- ②公務に対する市民の信用を傷つける行為をしない義務。
- ③業務の遂行上知りえた秘密を漏らさない義務。
- ④業務に関して知りえた個人・法人等に関する情報を、みだりに他人に漏らしたり、業務以外の目的に利用したりしない義務。

このように、志木市の「行政パートナー制度」は、住民の御意見箱の採用やタウン・ミーティングの開催のような公聴型、或いは各種委員会や審議会などへの住民委員就任型などに代表される「従来型の住民参加」とは一線を画した、公務執行への直接参加の道を開いた「究極の住民参加」と言える仕組みとなっているのである。

4. これまでの導入実績

「行政パートナー制度」の実施状況であるが、前掲の「地方自立計画」及び「行政運営推進条例」を踏まえ、平成15年7月には受託団体の選定及び事前研修会を行い、8月から図表11（導入業務一覧）の「継続」欄にある「総合案内窓口業務」など4業務を開始した。続く平成16年度も、引き続き新規導入業務受託団体の募集、受託団体の選定・研修等を経て、図表11（導入業務一覧）の「新規」業務を追加委託し、その後も委託業務範囲を着実に拡大しつつある。

また、今後の行政パートナーの受け皿となる市民や市民公益団体については、平成16年度9月現在で、個人予備登録者が117名、登録団体は11団体を数えている。（図表12参照）

図表11 行政パートナー制度導入業務一覧

区分	No.	業務名(場所)	業務時間	主な業務内容	受託団体名/ 事業担当課
新	1	宗岡公民館運営業務	火～日曜日 8:30～17:00 ※月曜が祝日、振替休日の場合は、開館	施設の受付業務、 公民館事業企画・運営、図書室運営業務	みどりの風/ 宗岡公民館 TEL(472)9321
	2	宗岡第二公民館運営業務		公民館事業企画・運営、図書室運営業務	ハタザクラの会/ 宗岡第二公民館 TEL(475)0013
	3	市議会議員選挙及び参議院議員選挙期日前投票受付業務(市役所会場)	市議会(6日間)、 参議院(16日間) 平日:17:00～20:00、 土・日: 8:30～20:00	期日前投票受付業務	おおぞらの会/ 選挙管理委員会 内線2851
	4	市議会議員選挙及び参議院議員選挙期日前投票受付業務(ふれあいプラザ会場)	市議会(5日間)、 参議院(8日間) 10:30～20:00 (水曜日は休館)		ふれあいの会/ 選挙管理委員会 内線2851
統	5	総合案内窓口業務	月～木: 8:30～17:00 金曜日: 8:30～19:00	総合案内窓口受付、 市刊行物の販売等	志本市行政パートナー「かけはしの会」/ 市政情報課 内線2010
	6	郷土資料館管理運営業務	火～日曜日 9:00～17:00 ※月曜が祝日、振替休日の場合は、開館	郷土資料の保存整理、 志木西小倉格教室内への展示、自主事業の開催	郷土資料館の会/ 生涯学習課 内線3134
	7	いろは遊学館館内案内業務	火～日曜日 8:00～17:00 ※月曜が祝日、振替休日の場合は、開館	施設の受付業務、施設の巡回点検業務	ゆうがくの会/ いろは遊学館 TEL(471)1297
	8	秋ヶ瀬運動場施設管理運営業務	火～日曜日 8:30～17:00 ※月曜が祝日、振替休日の場合は、開館	スポーツセンター、総合運動場、運動公園の管理運営	スポーツ秋ヶ瀬/ 市民スポーツ課 内線3142

図表12 行政パートナーの受け皿の登録状況

(1) 個人予備登録者	年 度	登 録 者 数			年 齢 別 内 訳					
		男	女	計	20代	30代	40代	50代	60代	70代
平成16年9月30日現在	15年度	47	61	108	1	6	5	24	64	8
	16年度	2	7	9	1	0	1	4	2	1
	合 計	49	68	117	2	6	6	28	66	9

(2) 市民公益活動団体 (平成16年9月1日現在)

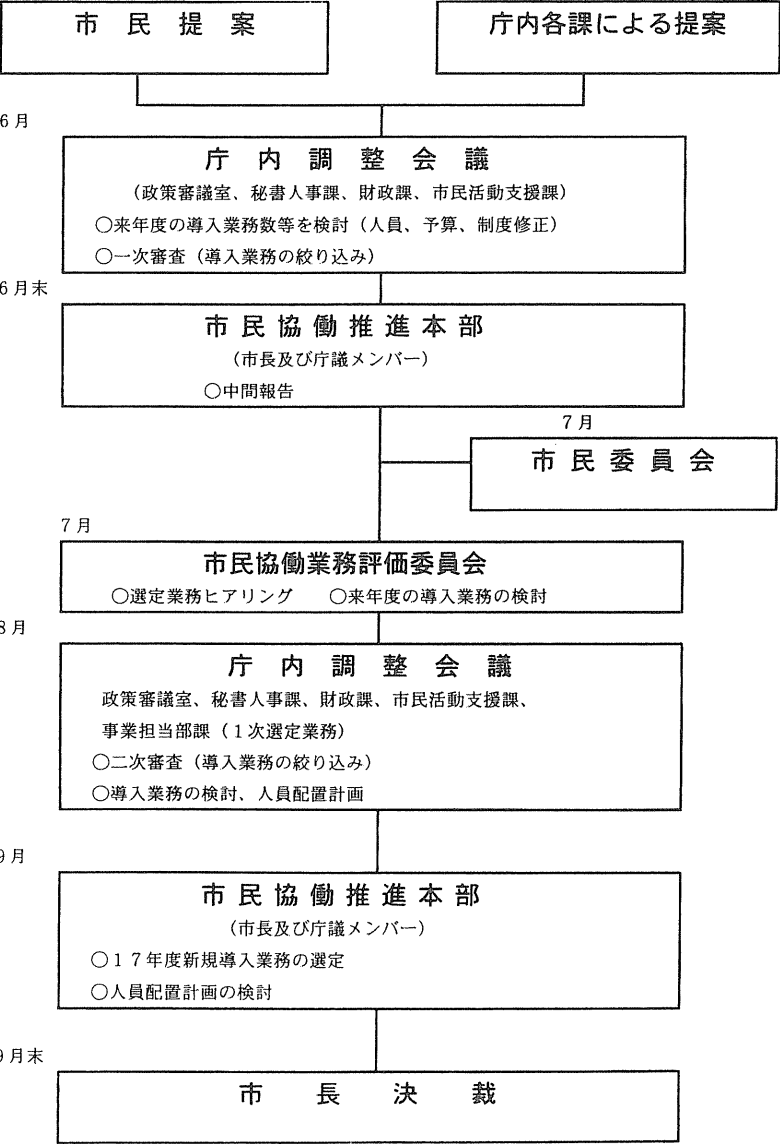
登録団体数 11団体 (内訳: 1. NPO法人 1団体、2. 既存団体 5団体、
3. 個人予備登録者により組織された団体 5団体)

No.	団 体 名	代 表 者	区分	会員数	設立	会則	協働	希望業務
1	オーリーブ	高野 弘子	2	20		有	有	登録のみ
2	スポーツ秋ヶ瀬	高橋 年勝	2	13	H.15.6月	有	有	秋ヶ瀬
3	志木市行政パートナー 「かけはしの会」	黒田 一男	3	12	H.15.6月	有	有	市本庁舎
4	ゆうがくの会	檜垣鍊太郎	3	11	H.15.6月	有	有	いろは遊学館
5	郷土資料館の会	萩原 教生	3	11	H.15.6月	有	有	郷土資料館
6	NPO法人エコシティ志木	天田 眞	1	93	H.14.8月	有	有	登録のみ
7	ハタザクラの会	田中美由樹	2	12	H.16.2月	有	無	宗二公
8	みどりの風	高野 弘子	2	15	H.16.2月	有	無	宗公
9	おおぞらの会	呑口 真一	3	14	H.16.2月	有	無	選挙
10	全人舎	内山 純夫	2	12	H.16.2月	有	無	登録のみ
11	ふれあいの会	坂 光邦	3	15	H.16.2月	有	無	選挙

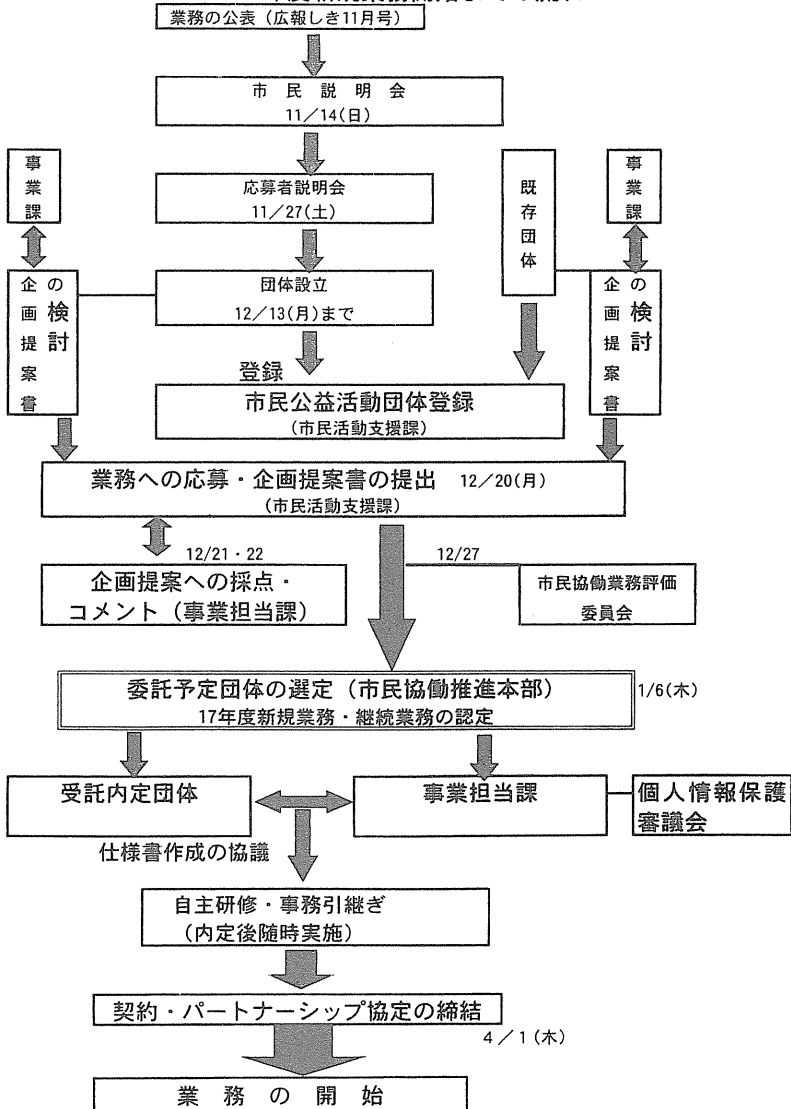
行政パートナーへの委託業務の選定から開始までの流れは、「新規導入事業の選定」を経て委託対象業務を決めて、これを「公表」し、「応募団体登録」を経た団体から「業務への応募・企画提案書の提出」を求め、「受託団体の決定」をした後、この団体と「契約・パートナーシップ協定」を締結してから業務を開始する。(図表13参照)

図表13 業務選定から開始までの流れ

17年度新規導入業務の選定について



17年度新規業務開始までの流れ



また、行政パートナーへの業務委託は、委託後のパフォーマンスに関して検証や評価を行うことになっている。志木市では、「市民との協働による行政運営推進条例」第15条に基づき、行政パートナーによる市民協働を効果的に推進するため、市民協働業務の検証と改善を図る目的で「市民協働業務評価委員会」を設置している。

この委員会は、評価の公正を期するため、現在行政パートナーとして活動している人や今後活動予定のある人を除いた、公募による市民や市職員6名の委員によって構成され、

- ①行政パートナーに委託した業務に対する評価、
 - ②市民協働業務の選定、
 - ③市民協働に関する課題等の検討、
 - ④市民協働及び「行政パートナー制度」に係る検証、
 - ⑤市民協働に関して、市長への意見具申、
- などの活動を行うことになっている。

委員の任期は2年で、再任は可能としている。また、この委員会活動に対する委員への報酬はない。

5. 「行政パートナー制度」の特徴と課題

以上、創設以来、試行錯誤の努力を繰り返しながら、現在も発展を続けている「行政パートナー制度」の仕組みの概要を見てきた。冒頭に記したように、地域デザインフォーラムの第3分科会は、「住民参加」のあり方をメインテーマに共同研究を進めていくが、今後も、21世紀初頭の板橋区を、地域住民にとって、のびのびと暮らしやすいまちにしていくためにも、この地域を構成する住民や団体はもとより、行政や大学・企業その他様々な主体が積極的に関わり、参画する「板橋ならでは」の「住民参加」のあり方を模索していく必要があると考えている。志木市の「行政パートナー制度」は、その検討の際に大いに参考となる側面を多く備えていることは間違いない。しかし、志木市の制度をそっくりそのまま真似すれば良いというものではないことも明白である。そ

こで、本稿を締めくくるに当たって、今後の私たちの研究を進める上で、志木市の試行経験と実績から学ぶべき主な特徴と論点を、Q & Aの形で整理しておきたい。

（１）「行政パートナー制度」は「住民参加」の形態と言えるか？：

「行政パートナー制度」では、住民が意見や要望を行政にぶつける形で行政に注文をつけるような従来型の「住民参加」と異なり、これまでは行政（公務員）が独占的に提供してきた各種のサービス業務を、パートナーとなった地域住民が行政と対等の立場で直接執行する。その意味で「行政パートナー」は、「究極の住民参加」の形態であるとも言える。

上記のように、「行政パートナー制度」は、志木市の行政環境の将来を見据え、「元気で自立するまち」を実現するための「地方自立計画」を策定した際の中核をなす制度であるが、計画の要諦は、「将来にわたって財政バランスを維持するため」にこの制度の導入を図ると言うより、「憲法が保障する『地方自治の本旨』を目指し、真の住民自治を実現するために、市民自らが主体となって市政運営に参画する姿を実現しようとするところにある」と志木市も繰り返し強調している。

（２）市民（地域住民）は、公務員でなくても、行政サービスの業務につくことはできるのか？：

行政サービスは純粋公共財の提供に止まらず、今日では多様で広範囲に及んでいる。確かに、公正性や公平性を確保し、公益を実現したり守ったりするために公の立場から公権力を行使し、また、公務の必要上から把握している市民のプライバシー情報などを保護するなど、宣誓し法的責任を負う「公務員」でなければ行い得ない業務もあるが、その範囲は限定的である。志木市では、同市が執行している業務を全部洗い出して一つ一つ検討し、公務員でなければ為しえない業務と、「行政パートナー」に委ねることが可能な業務とを選び分けた。その結果、公務員でなければ任せ

られない業務は、ごく限定的であることが判明した。

(3) 「行政パートナー」となり得る市民（地域住民）やその団体は、十分確保できるのか？：

志木市の「行政パートナー制度」では、上記のように、「行政パートナー」となり得る受け皿として、所定の要件を満たしていることを確認した上で登録した「市民公益活動団体」に限定している。登録は、2年の期間限定であるが、所定の要件を具備しているかを審査した上で更新することができる。

従って、個人は直接「行政パートナー」として業務委託契約を結ぶことはできないが、予め「予備登録申請」を行う道を開いており、業務内容などによっては、「予備登録」を行っている個人のグループ化を志木市が支援する。さらに将来、業務委託の範囲がもっと拡大して、さらに多くの「市民公益活動団体」の受け皿が必要となるときに備え、志木市の市民活動支援課が研修や講習会等を行い、こうした団体が育つよう支援し、受け皿の確保に備えている。

(4) 「行政パートナー」の義務違反や任務懈怠、また、業務執行に伴って発生する問題等の責任は、誰がとるのか？：

上記のように、「行政パートナー」は委託契約と並んで「パートナーシップ協定」を結び、公務に就く際は、公務員に準じた義務を負うことを約束する。義務違反については、法的罰則の規定はないが、発生した損害については「協定」に基づき民事的に損害賠償を求めるほか、当然のことながら、以降、その団体との委託契約の締結は回避する。

(5) 「行政パートナー」が固定化したり、その業務執行がマンネリ化したりすることはないか？：

上記のように、「行政パートナー」のパフォーマンスについては、1年ごとに「市民協働業務評価委員会」が審査する。この審査を経て、特定の団体への固定化やマンネリ化については、厳しいチ

エックが入る。

（６）「行政パートナー制度」は、市民を安く使う、体の良い経営合理化の手段ではないのか？：

経営合理化が主目的であるなら、今日、既に多くの自治体が採用しているように、業務の民間委託や民営化の推進、PFIや指定管理者制度の活用など、より安上がりで簡便な方法が多数存在している。こうした広義の民営化に比べれば、「行政パートナー制度」は、より複雑で、運営により多くの手間隙がかかる。それでも敢えてこの制度を発展させていこうとする狙いは、主眼が「経営合理化」にあるのではなく、「市民参画の推進」にあるからである。

（７）議会との関係は、どうなっているのか？：

「行政パートナー制度」は、市民の意向を反映するための仕組みではなく、行政の業務執行を分担するためのものである。市民に対して、どのような行政サービスを、どのような形で提供すべきかについては、議会が予算の審議を通じて引き続き市民の意向と希望を代弁する機能を保持しており、「行政パートナー制度」が議会の機能と権限を侵食することはない。

[資料]:「志木市市民との協働による行政運営推進条例」

平成15年6月1日施行

●志木市市民との協働による行政運営推進条例●

平成15年6月1日施行

(目的)

第1条 この条例は、市民の有する知識経験及び能力を活かした行政運営を展開するため、市民との協働による行政運営の基本的な事項を定め、活力と魅力に満ちた自立する都市の創造に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「市民協働」とは、市民公益活動団体及び市が対等なパートナーとして連携し、それぞれが自己の責任の下に行政運営に取り組むことをいう。

2 この条例において「市民公益活動」とは、市民が主に市の区域内において自発的かつ自立的に行う営利を目的としない社会貢献活動をいう。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動

(2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動

(3) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

3 この条例において「市民公益活動団体」とは、次のいずれかに該当する団体をいう。

(1) 市民公益活動を行うことを主たる目的として現に活動を行っている団体

(2) この条例の趣旨に賛同する個人によって構成される団体

(基本理念)

第3条 市民公益活動団体及び市は、対等の立場でそれぞれの役割及び責務を理解し、市民協働の推進に努めるものとする。

2 市民公益活動団体及び市は、市民協働を推進するため、情報を共有し、良好な協働関係を構築するものとする。

3 市は、市民公益活動団体の自主性及び自立性を尊重しなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念に基づき、市民協働の推進に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、前項の施策の策定に当たっては、当該施策に市民の意見が反映されるよう努めるものとする。

3 市は、市民及び市職員に対し、協働に関する啓発、研修等を実施することにより、協働の重要性の浸透に努めるものとする。

4 市は、市民協働が円滑に推進されるよう、環境の整備等の適切な措置を講ずるものとする。

(団体登録)

第5条 市民協働をしようとする市民公益活動団体は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出して、あらかじめ登録を受けなければならない。

(1) 団体の名称及び所在地

(2) 代表者の氏名

(3) 市民公益活動の内容

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 規約、会則又は定款

(2) 構成員の名簿

3 市長は、第1項の申請が市民公益活動団体の要件に適合すると認めるときは、同項各号に定める事項を登録し、その登録内容について公開するものとする。

(参入機会の提供等)

第6条 市は、前条第3項の規定により登録された市民公益活動団体（以下「登録団体」という。）に対し、専門性、地域性等にかんがみ、その団体の特性を活かすことができる分野の業務を委託し、行政サービスの実施主体としての参入機会を提供するものとする。

2 市は、登録団体に対して業務を委託するに当たっては、協働の効果が増進されるよう、委託をしようとする業務の内容、委託する団体の選考方法、契約期間等についてあらかじめ定めるものとする。

3 市は、委託をしようとする業務の選定に当たっては、受益者である市民が行政サービスについて恩恵することのないよう十分に配慮しなければならない。

(登録の変更、取消し等)

第7条 登録団体は、登録の内容に変更があったとき、又は当該団体が解散したときは、速やかに市長にその旨を届け出なければならない。

2 市長は、登録団体が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すものとする。

(1) 第2条第2項各号に規定する活動を行ったとき。

(2) 第5条第1項に規定する申請又は前項に規定する変更の届出に虚偽の事実があったとき。

(3) 前条第1項の規定により参入機会を得た登録団体（以下「行政パートナー」という。）又はその構成員が第11条に規定する義務に違反したとき、第12条に規定する行為を行ったとき、又は第13条若しくは第14条に規定する義務に違反したとき。

3 市長は、第1項に規定する解散の届出があったとき、前項に規定する登録の取消しをしたとき、又は登録の抹消の申請があったときは、当該登録団体の登録を抹消するものとする。

(パートナーシップ協定の締結)

第8条 行政パートナーと市は、第6条第1項の規定により業務の委託を行う事業の推進についてお互いの特性を認め合い、その効果を最大限発揮するために、行政パートナーと市との関係、役割分担、相互協力の内容等を定めるパートナーシップ協定を締結するものとする。

(研修)

第9条 市は、行政パートナーによる行政サービスの提供の適切な執行を確保するため、行政パートナーに対する研修の機会を設けなければならない。

(行政パートナーの役割)

第10条 行政パートナーは、受託する業務（以下「業務」という。）が行政サービスであることを認識し、受益者である市民から安心及び信頼を得られるよう業務を遂行するとともに、その活動が広く市民に理解されるよう努めなければならない。

(法令等及び業務委託契約に定める事項に従う義務)

第11条 行政パートナー及びその構成員は、業務を遂行するに当たっては、法令、条例等に従い、かつ、当該業務に係る委託契約に定める事項を誠実に遵守しなければならない。

(信用失墜行為の禁止)

第12条 行政パートナー及びその構成員は、市民の公務に対する信用を傷つけるような行為をしてはならない。

(秘密を守る義務)

第13条 行政パートナー及びその構成員は、業務の遂行上知り得た秘密を漏らしてはならない。業務の終了等によりその者が業務を行わなくなった後も、また同様とする。

(プライバシーの保護)

第14条 行政パートナー及びその構成員は、業務に関して知り得た個人、法人等に関する情報を、みだりに他人に知らせ、又は業務以外の目的に利用してはならない。業務の終了等によりその者が業務を行わなくなった後も、また同様とする。

(業務の遂行管理)

第15条 市は、市民協働を効果的に推進するため、第三者による業務の履行状況の評価等の適切な施策を講じ、行政サービスの質の確保に努めなければならない。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。